

# 《記帳・帳簿等をお忘れなく!!》

## 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

問 諏訪税務署個人課税第一部門 ☎57-5211 役場 財務課 町税係 ☎62-9122

事業所得等を有する白色申告の方の記帳・帳簿等の保存制度について、今年の1月から対象となる方が拡大されました。忘れずに記帳・帳簿等の作成をしてください。

### ●対象となる方

事業所得（農業を含む）、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方です。

※ 所得税申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

### ●記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳にあたっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

### ●帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

#### 【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

※記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。



## 胃の集団検診 ～がん予防 行こう検診 守ろう健康～

問 申込 住民福祉課 保健予防係（保健センター内） ☎62-9134

胃の集団検診を下記のとおり実施します。申し込みされた方は受診してください。大腸検診（便潜血反応検査）も同時に実施します。申し込みをされていない方で、受診を希望される方は、住民福祉課保健予防係（保健センター）までお申し込みください。

【対象者】 今年度35歳以上（大腸がん検診は40歳以上）の方

【日程】

期 日	会 場	期 日	会 場
10月15日(水)	池袋公民館	10月23日(木)	乙事区役所
16日(木)	池袋公民館	24日(金)	保健センター
17日(金)	御射山神戸区役所	27日(月)	
20日(月)	保健センター	28日(火)	
21日(火)		29日(水)	
22日(水)	立沢構造改善センター	30日(木)	

【開場時間】 午前7時 【受付時間】 午前7時30分～午前9時

【検診一部負担金】 ・胃検診1,500円 ・大腸検診500円（検診当日お持ちください）



### 〈検診一部負担金が免除される方〉

- ①昭和20年4月1日以前に生まれた方。（免除の申請は必要ありません）
- ②65歳以上で障がいの認定により後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で免除の申請をされた方。
- ③生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている世帯に属する方で免除の申請をされた方。
- ④当該年度分の町民税非課税世帯に属する方で免除の申請をされた方。

※一部負担金免除の申請方法につきましては、検診を申し込みされた方に後日通知します。